

# ウナギをめぐる情勢変化とわが国への影響

専任研究員 出村雅晴

## 1 はじめに

夏の食生活に欠かせない食材として定着したウナギ、この資源問題が昨年（2007年）表面化した。マグロに続く形となったが、その経緯は概略次のとおりである。

その第一が、ヨーロッパウナギの貿易規制導入である。6月のワシントン条約締約国会議でヨーロッパウナギの稚魚（シラスウナギ）を国際取引の規制対象とする提案が可決され、EUも稚魚の漁獲量を2013年までに60%減少させる大幅な規制策を承認した。もう一つは、台湾によるニホンウナギの稚魚輸出禁止措置である。いずれもウナギをめぐる大きな情勢の変化であり、わが国への供給量や価格への影響が懸念されている。

## 2 ヨーロッパウナギの貿易規制の影響

世界で養殖されているウナギは、一般にはニホンウナギ（ジャポニカ種）とヨーロッパウナギ（アンギラ種）の2種とされる<sup>(注1)</sup>。中国では両種を養殖しており、主に沿海部でジャ

ポニカ種、内陸部でアンギラ種が養殖されている。中国におけるアンギラ種の養殖は、ジャポニカ種の稚魚不漁を契機に97年に急速に拡大し、一時は7～8割程度を占める状況となった。しかし、アンギラ種の「病気に弱い」という性質が中国産ウナギ蒲焼の残留薬物問題発生につながったという反省から、近年ジャポニカ種への転換が進んでいる。

わが国で消費されるウナギは、その6～7割を中国からの輸入に依存するなど、中国の生産動向に強く影響を受ける供給構造となっており、ヨーロッパウナギの貿易規制は、中国からの輸入量の減少という形でわが国に影響する（第1表）。中国産アンギラ種の輸入量に関する統計データはないが、業界資料に基づいて、中国における両種の稚魚導入量（業界用語で「池入れ量」という）を整理すれば、<sup>(注2)</sup> 大体の姿が見えてくる。アンギラ種の割合が低下傾向にあるとはいえ、依然として相当の割合を占めている現状は明らかであり、規制導入によってこの部分が影響を受けることと

第1表 ウナギの供給量(活鰻ベース)

(単位 千トン, %)

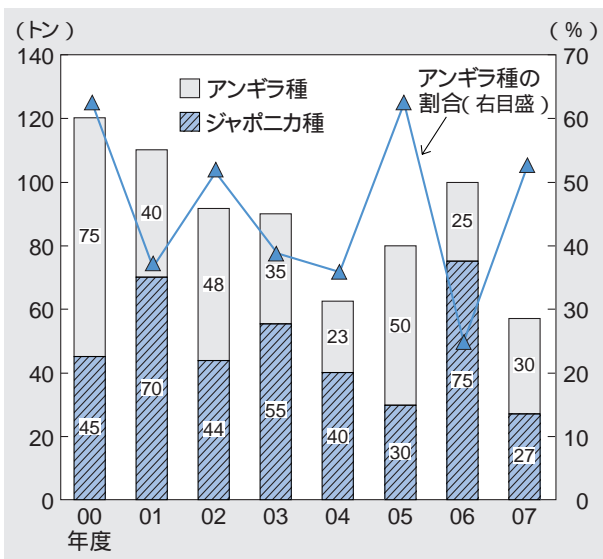
	輸 入 量												国内生産量		合計	中国シェア
	中国			台湾			その他			合計			養殖	天然		
	活鰻	加工	計	活鰻	加工	計	活鰻	加工	計	活鰻	加工	計				
00年	1	94	96	13	15	28	0	0	0	14	110	124	24	1	149	64
01	3	97	100	14	10	24	0	0	0	17	107	124	23	1	148	68
02	1	86	87	19	6	26	0	0	0	21	92	113	21	1	135	65
03	5	62	67	19	3	22	-	0	0	24	65	89	22	1	111	60
04	10	68	78	16	7	24	0	-	0	27	75	102	22	1	124	63
05	12	47	59	12	3	15	0	0	0	24	50	73	20	0	94	63
06	12	53	64	9	2	11	0	-	0	20	55	75	21	0	96	67

資料 財務省「貿易統計」(統計品目コード活鰻:030192200、加工:160419010)、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

(注)1 冷凍うなぎ(統計品目コード030376000)は量的に僅少であり、集計対象外とした。

2 加工品の活鰻換算率は65%として算出。

第1図 中国のシラスウナギ池入れ量



資料 業界資料「うなぎネット」<http://www.unagi.jp/>

(注)1 年度はウナギ年度(9～8月)

2 アンギラ種は、資料数値を換算率1/2でジャポニカ種に換算。

なる(第1図)。

条約の発効は90日後であり、中国への稚魚輸出に影響が出るのは今年、わが国の供給量に影響が出るのはその稚魚が成鰻になる来年以降とみられる。中国への稚魚輸出が実際にどの程度減少するのか、等不透明な部分も残るが、漁獲の不安定なジャポニカ種への依存が高まるだけに、供給量や価格の安定にとってマイナス材料となろう。

(注1) 昨年末以降、インドネシア産(バイカラー種)の養殖拡大も報道されている。

(注2) 一般に池入れ量は重量で表記されるため、池入れ時の魚体重が違えば導入尾数にも差が生じる。このため、アンギラ種(約3,000尾/kg)の池入れ量については、一般にジャポニカ種(約4,500～6,500尾/kg)に換算される。

(注3) 07年2月12日付け東京新聞「うなぎロンドン グ台湾で短期養殖、逆輸入」。わが国の場合、県によって若干異なるが、採捕期間はおおむね12月～翌年4月となっている。

(注4) 輸出貿易管理令では、「うなぎ稚魚」の輸出は経済産業大臣の承認が必要と規定し、その場合も5～11月限定であり、実態は原則禁止という状況である。

### 3 台湾によるウナギ稚魚の輸出禁止の影響

台湾は、これまで稚魚不足に悩む日本側業者の要望に応じる形で、わが国に稚魚を供給してきたが、その実態は、「シラス(ウナギ)の漁期と養殖期のズレを生かした補完関係」とされる。台湾におけるシラスウナギの池入れは主に2～3月であり、この時期に漁獲(採捕)されるものを自国の養殖用とし、これ以前の採捕分は日本へ輸出してきた。しかし、この自国分が十分確保できない状況となってきたことから、この時期には稚魚(シラス)の池入れをほとんど終えている日本への輸出要請がかねてからあったものである。ところが日本では、輸出貿易管理令の規定上これに対応できず、こうした事情を背景に今回の対日輸出禁止に至ったものである。

台湾の輸出禁止は、早期池入れによって支えられている短期(単年)養殖産地への影響がより大きい。わが国の主力産地の多くがこうした養殖形態となっている。さらに、今漁期のこれまでのシラス漁は、わが国、台湾とも前年を大きく下回る不漁という状況である。08年1月18日現在のわが国の池入れ量は、第三国経由での輸入もあるようだが、9トン弱(前年同期12トン強)の池入れにとどまっているとの報道(日本養殖新聞・blog)もあり、稚魚確保そのものが厳しい状況となっている。短期(単年)養殖産地のウナギ生産量は、今夏の供給量に直結する。バイカラー種の稚魚導入の動きも含め、今後の事態推移に注目したい。

(でむら まさはる)